

多文化の背景をもつ住民の高齢化と支援

牧 田 幸 文

要旨

本研究の目的は、日本における多文化の背景を持つ住民の高齢化の実情と生活支援について概観し、多様化する高齢者の「その人らしい暮らし」の支援には、今後なにが必要なのかを明らかにすることである。現在、日本に住む外国籍住民は増加傾向にあり、見えにくい形であるが高齢化率も増加している。その為、彼らの文化にあわせた支援のニーズが高まっている。本稿では、多文化の背景を持つ高齢者に関する先行研究を概観した結果、高齢者たちの多くが、1) 社会権からの制度的な排除、2) 経済的問題を抱え、3) 先行きが不透明な中で暮らしていることが明らかになった。そのため、支援者たちは、地域で多文化の背景を持つ高齢者の存在を把握し、彼らの複雑なライフコースと文化を理解するためにライフストーリー・インタビューを取り入れた支援の提供が必要であると考えられる。

キーワード：高齢化、多文化の背景、ケア、外国籍住民

1. はじめに

日本での高齢者ケアを考える場合、国内の地方による風習や言葉の違いがあるにせよ、日本語を話す利用者が多く、彼らの生活に合わせたケア提供が地域でできるようになってきた。ところが1910年の韓国併合や日中戦争、第二次世界大戦を経る中で、まず韓国・朝鮮人が、ついで1970年代のインドシナ難民、1980年代後半に帰国した中国残留邦人、1990年代から日本で働くブラジル人や日本人と結婚した人たちが日本に定住し、多文化の背景を持つ住民が増加している。そして、見えにくい形であるが、日本に住む外国籍住民の高齢化が進み、彼らの文化や言語に合わせたケアのニーズが高まっている。さらに2018年、出入国管理法の改正によって「特定技能」が在留資格に加えられた。特定技能2号は、在留資格の更新や家族の帯同が認められている。そのため、新しく日本にやって来る外国人労働者の中には、中長期にわたって「地域の生活者」（石河2010：108）として暮らし、今後日本で晩年を迎

える人たちも増加することが想定される。地域によっては、外国籍住民への支援システムの構築は差し迫った課題となり、教育や医療とともに、高齢者支援もその一つとして対応が迫られている。

日本の高齢者支援政策は、2005年の改正介護保険法において、高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するため「地域密着型サービス」を導入し、「尊厳のあるケア」をテーマに、高齢者の「その人らしい暮らし」の支援の提供を目指している。地域において、高齢者が尊厳を持って暮らすことができるケアサービス提供の対象は、日本人高齢者とともに多文化の背景を持つ高齢者を含んだすべての高齢者である。そのためケアサービス利用者の文化とその人たちの暮らし方を理解した支援が求められている。アメリカの多文化看護とケアの研究者であるキャンピハ・バコテは、支援者は、文化に関する認識や気づきを持つことを提案している¹⁾。この文化に関する認識や気づきには、多文化の背景を持つ人々の出身国と日本の間にある歴史的・政治的背景を理解することも必要であると考えられる。

そこで本稿では、これまでに報告されている多文化の背景を持つ人々へのケアの実情と課題を明らかにし、これまでの支援で実現できている点と残された課題を検討したい。それに基づいて、キャンピハ・バコテの提案する文化的に適切なケア、すなわち「その人らしい暮らし」の支援には何が必要なのかを検討する。

2. 日本に住む外国籍住民の高齢化

法務省の在留外国人統計によると、2018年の在留外国人は321万人に達し、10年前の221万人に比べて約100万人増加している。その間の高齢化率を見てみると、5.7%から6.5%とわずかに増加している。外国籍住民の高齢化率は日本人の28.1%に比べてまだ低い。しかし、実数で見ると、125,794人（2008年）から208,161人（2018年）と10年間で8万人ほど増加している（表1参照）。

表1 65歳以上の在留外国籍住民

	2008年	2018年
在留外国籍住民総数	2,217,426人	3,214,187人
65歳以上総数（高齢化率）	125,794人（5.7%）	208,161人（6.5%）

資料）法務省HP、「e-Stat統計で見る日本」より牧田が作成

表2 出身地域別在留外国籍住民の割合（65歳以上）

		2008年		2018年	
アジア系	アジア全体	113,779人	90.4%	177,728人	85.3%
	韓国・朝鮮	100,214人	79.6%	128,549人	61%
	中国（台湾を含む）	11,313人	8.9%	38,874人	18.6%
	アジア系その他	2,252	1.7%	10,305人（うちフィリピン人3,522）	4.9%（1.69%）
ヨーロッパ系	1,919人	1.5%	5,805人	2.78%	
北米	3,921人	3.1%	11,482人	5.5%	
南米	5,757人	4.5%	10,966人	5.5%	
その他	418人	0.9%	2,180人	1%	

資料）法務省HP、「e-Stat統計で見る日本」より牧田が作成

国籍および出身エリア別で見ると、2008年の高齢外国籍住民の90.4%をアジア地域出身者が占めていたが、2018年には85.3%と減少している（表2参照）。一方で、ヨーロッパ系、北米そして南米出身者の高齢化が進み、高齢の外国籍住民はわ

ずかであるが多様化している。

アジア地域出身者の中で韓国・朝鮮籍住民は継続して高齢化率は高い。韓国籍住民の22%（2018年）が65歳以上となっており、日本人の高齢化とよく似た傾向を示している（表3参照）。韓国・朝鮮籍の高齢者は、戦前から日本で暮らしている1世に加えて、2世3世が65歳以上になっており、今後も高い割合を維持すると考えられる。一方で、最近増加傾向にある中国籍住民の高齢化率は3.1%と韓国・朝鮮人よりは低い。しかし10年間で約2倍の人たちが高齢期に達している。他にもアメリカ国籍住民の高齢化率はこの10年で6.8%から9.1%と高まっている。また、オセアニア出身住民の高齢化率も、1.2%から5.3%と高まっている。

表3 出身地別在留外国籍住民の高齢化率

	2008年	2018年
在留外国籍住民	5.7	6.5
アジア	6.8	6.7
韓国	17.0	21.9
朝鮮		40.7
中国	1.7	3.1
台湾		6.9
フィリピン	0.4	1.2
ヨーロッパ	3.1	4.7
アフリカ	0.3	2.0
北米	5.8	8.3
米国	6.8	9.1
カナダ	2.7	5.1
南米	1.5	4.2
ブラジル	1.5	4.1
ペルー	1.7	4.9
オセアニア	1.2	5.3
オーストラリア	1.3	5.7
ニュージーランド	0.9	4.3
無国籍	14	24.7

資料）法務省HP、「e-Stat統計で見る日本」より牧田が作成

在留外国籍住民の高齢化は日本人高齢者と比べると、まだ見えにくい状況である。しかし、実数で見ると、全体では増加傾向にあり、多文化の背景を持つ高齢者への文化や言語にあわせた支援のニーズは増化すると考えるだろう。

3. 多文化の背景を持つ高齢者に関する研究

学術情報データの検索サイトCiNiiで「外国人」「ケア」「高齢者」「中国帰国者」「外国籍住民」の各キーワードを使って2016年から2020年の論文を検索すると、重複を除いて331論文がヒットした。その中で外国人介護労働者に関する内容は133論文と3割を占めている。それらは、2008年以降のEPA（経済連携協定）による外国人看護師・介護福祉士候補生の受け入れ²や外国人ケア人材の育成と定着について検討した移民研究の視点によるものであった。社会福祉研究でも同様に、日本のケアの現場での外国人介護者の受け入れ状況、文化や言語そして利用者に配慮したケアの質に関する調査があり、これらの研究の主な視点は、異文化間ケアの問題であった。

一方で、外国籍住民がケアや医療サービスを受ける主体として分析している社会福祉研究は27論文あった。その中で、8論文が高齢の外国籍住民のケアサービス利用に関するもので、1論文は在日コリアンの無年金問題に関する研究であった。その中には、在日外国人というタイトルであるが、調査対象者の9割の国籍が韓国・朝鮮のものもある。さらに、「中国帰国者」と「高齢」をCiNiiで検索すると、13論文ヒットした。これらの論文は、2000年代に入って高齢化する中国残留邦人の医療と介護サービスの利用、医療通訳、地域コミュニティに関するものであった。それらの論文では、中国帰国者の介護施設へのアクセスとケア資源が乏しい状況が明らかにされている。

多文化の背景を持つ高齢者を主体としたケアサービスに関する研究は、1) ケアサービス利用の実態と言語と文化の問題点（名和田2006、辻村他2014、木下2016、李他2016、渋谷・王2018、牧田・河本2018）、2) 医療通訳や地域ケアサービス提供の実態と問題（飯田2010、石河2010、王2019、小笠原2019、石川2019）となっている。これらの研究では、多文化を理解したケアとネットワークが集住地域で形成され、文化に適した支援の実情が明らかにされている。しかし、他の地域では

医療通訳の充実、通所介護や施設での言語や文化の対応が課題として検討されている。

以上のように近年、社会福祉研究と移民研究は、日本人高齢者をケアする外国人介護労働者と異文化間ケアに研究の焦点をあててきたが、日本に住む外国籍住民の高齢化や支援についての研究は、在日コリアンと中国帰国者以外ではまだ少ない状況である。こうした移住者の高齢化と支援に関する研究は、ヨーロッパでも同じような傾向にある。社会老年学の視点からヨーロッパに住む移民の高齢化とその動向を分析するフィリップソンは、高齢者研究の中で移民や多文化の背景を持つ人々の加齢は見落とされてきたと指摘する。さらにエスニシティや移民研究分野でも、高齢化と加齢は研究課題として見落とされてきた（Phillipson 2015: 919）という。欧米では、戦後増えた労働移民が定年を迎え、高齢化が進んでいる。そこで21世紀に入って、老年学や移民・エスニシティ（Warnes and Williams 2006, Karl and Torres 2016）、ケア（Campinha-Bacote 2002, Mehrotra and Wagner 2009, Forssell *et. al.* 2015）の視点から、多様な高齢者の生活を中心に据えた研究と多文化に適した支援に関する研究の増加がみられる。

日本でも、2019年から外国人労働者の受け入れ拡大に対応して、社会福祉学の研究雑誌『社会福祉研究』では、『「内なる国際化」と社会福祉』と題した特集が組まれた。そこでは、外国人労働者を「地域で暮らしを営む生活者」（菊池2019: 1）とする視点が提案され、必要な取り組みとその課題、多文化ソーシャルワークの実践と課題（伊藤2019）、地域コミュニティにおける支援の実例（田村2019）などが検討されている。また、外国籍住民を福祉の対象とするだけでなく、地域の支援の担い手として注目し、外国籍住民集住地域での共生的な支援資源の可能性とその経験を他の外国籍住民の支援に生かす提案（石川2019: 52-53）がされている。

グローバル化によって、多文化の背景を持つ人たちが地域に暮らし、コミュニティの一員となっている中、石河（2009）や朝倉（2017）は多文化共

生の視点を持つ地域づくりが求められると指摘する。そこで高齢者への支援には、サービス利用者たちの実情・言語・生活文化に加えて、ケアサービス利用者の母国と日本にある歴史的背景や労働政策が個々のライフコースに複雑に絡まっていることを支援者たちは理解する必要がある。そのため、これまで研究されているケアサービス利用に関する量的調査に加え、質的な視点からケア利用者たちの生活文化と加齢を理解する研究調査が必要である。

4. 多文化の背景を持つ高齢者の生活上の課題と支援

ここでは、多文化の背景を持つ高齢者の移住の背景や日本での生活と課題、そして2000年以降拡大している集住地域における支援について概観する。

4.1 在日コリアン高齢者

外国籍住民の高齢化については、在日コリアンを対象とした研究が1990年代から始められた。1990年代は、日本政府が加速する高齢化に対応して、ゴールドプランによる介護の社会化をすすめ、高齢者ケア政策が大きく転換しはじめた時期である。そうした中で、庄谷と中山は在日コリアンの就労と高齢者の生活の実情を明らかにしている。庄谷らは、1990年代初めの在日コリアン高齢者の生活状況は、これまで労働市場から排除され続け、不安定就業によって生活してきたことが要因であると指摘した（庄谷・中山1997：248-249）。当時の調査では、在日コリアン高齢者は不安定就業に加え、無年金という高齢期の経済的な問題を抱えていた。そのため、在日コリアン高齢者の生活を支えていたのは、家族の援助と本人の就労が中心であり、生活基盤の脆弱性が明らかにされた（庄谷・中山1997：162）。

在日コリアン高齢者の無年金問題は、日本の社会保障制度における国籍条項という外国籍住民の排除によるものであった。しかし、日本政府は1979年の国際人権規約に批准し、さらに1982年に国連の難民条約を批准³したことにより、この国籍条項は撤廃された。つまり、外国籍住民の国民年金⁴への加入は、内的な外国籍住民の排除の問題を解決する

ものとしてではなく、国際関係によって（田中2004：160-166）適用されたことになる。しかし、すでに高齢になっていた在日コリアン高齢者は国民年金に加入することができず、無年金の問題は継続した形として残った⁵（庄谷・中山1997、在日高齢者調査委員会2004、川野2007）。

その後2003年に大阪で行われた在日コリアン高齢者調査でも、公的年金受給の状況は低く、「年金なし」が71%を占めていた。さらに回答者の6割が「暮らしむきが苦しい」と回答していた（在日高齢者調査委員会2004：26、33-34）。地方自治体によっては、こうした無年金高齢者に対して、外国籍高齢者年金が支給されているが、生活を支援する十分なものではなかった（京都コリアン生活センター・エルファ2006）。

一方で、2000年にケアの社会化を目指して導入された介護保険法は、国籍条項がなく、高齢化する在日コリアンへのケアに大きな転機を与えた。在日コリアンの集住地域や当事者団体は、在日コリアン高齢者の生活や文化を理解したサービスを提供する介護事業所を開設した（川野2007、牧田2007、石川2019）。

しかし、長年社会保障制度から排除されてきた在日コリアン高齢者は、介護保険制度の利用について「『自分たちと関係ない』と考えていた人たちが多かった⁶」という。そこで集住地域では、介護保険法利用開始前から、言葉、歴史、文化と生活を理解した2世・3世たちが集まり、ヘルパー2級講座やボランティア講座を開催し、介護者を増やした（牧田2007）。ヘルパー講座に参加した在日コリアン系介護事業所の職員たちは、対象者にサービス利用と申請書類の書き方等を説明し、地域において文化的で特色のあるケアの場を形成した。

文化や歴史的背景を理解したケアとは何か。京都で民族文化を重視したケアを提供している介護事業所エルファの職員によると、ある在日コリアン高齢者は他のデイサービスで誰とも会話をせず反応もないために、認知症として扱われていたという。この在日コリアン高齢者は、当時日本人利用者ばかりのデイサービスを利用していたため、発音や訛りを気に

して、誰とも話をしない状況だったという。その後、エルファでのサービス利用を開始すると、楽しそうに他の利用者と会話をし、介護度は低くなったという。この事例は、高齢者の介護は身体的支援だけでなく、日常生活と精神的な支援ができる場の提供も重要であることを示唆している。また、エルファは民族団体やNPO、研究者、医者らと連携して「京都外国人高齢者・障がい者生活支援ネットワーク・モア」を開設し、外国籍高齢者・障がい者の相談窓口を開設し、適切な団体を相談者につなげる活動を行っている。

4.2 高齢中国帰国者

在日コリアン高齢者について、高齢化が進んでいる多文化の背景を持つ人たちは、中国残留邦人とその配偶者を含む中国帰国者である。中国残留邦人とは、第二次世界大戦末期のソ連参戦と終戦の大混乱の中で、中国に残留を余儀なくされた終戦当時13歳未満の「中国残留孤児」と13歳以上だった「中国残留婦人」を称している。さらに、日本に帰国した中国残留邦人とその配偶者両方を「中国帰国者」及び「中国帰国者1世」と称す。

1972年の日中国交正常化以降、日本に永住帰国を果たした中国残留邦人とその家族は6,724世帯、20,911人（厚生労働省 2020）となっている。さらに、帰国後に呼び寄せた家族を含めると、総数は約10万人と推定されている（蘭2009：21）。

現在、日本に帰国した中国残留邦人とその配偶者の平均年齢は、77.3歳と後期高齢になっている（中国残留孤児援護基金2019：1）。中でも中国残留婦人たちは80歳代半ばになり、彼女たちと一緒に帰国した子どもたちである中国帰国者2世たちも高齢化している。

日本人である中国残留邦人に、なぜ多文化の背景を理解した支援が必要なのか。それには、彼らの日本への遅い帰国が深く関係している。中国残留邦人たちは、終戦直後の引き揚げから取り残され、さらに1958年から1972年の間日中の国交が断絶し、帰国はもちろんのこと、日本の家族と連絡が取れない状態にあった。1972年以降帰国は可能になるが、

帰国に際して必要とされている身元保証人の問題⁷により、多くの中国残留邦人の帰国は遅れ、1986年～1997年の間が帰国のピークとなった。そのため、中国残留邦人の多くがすでに40歳代を超えていた。こうして中国残留邦人は日本人であるが、中高年期になって帰国したため、「エスニックな移民としての側面」（蘭2009：26）を持って日本で暮らしている⁸。

日本に帰国した中国残留邦人とその配偶者たちは、中国帰国者支援センターで3か月間日本語や日本での生活を学んだ。以降、彼らは定住先のボランティアによって開催されていた日本語教室に通いながら日本での生活に適応していった。しかし、中国帰国者にとって、就労しながら日本語を学習することはハードルが高かった。また、日本語の習得の機会を得ずに就労していた人たちも少なくなかった。このことがのちに中国帰国者の経済的な問題と老後の生活に大きく影響を与えている。彼らの多くが日本語を使わない非正規雇用につき、年金加入期間が短く、また年金や制度を知らずに働き、「60歳を過ぎて年金に未加入だったことを知った⁹」という中国帰国者もいる。

日本政府は、1994年4月に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（以下、「自立支援法」とする）を制定し、中国残留邦人への生活支援に取り組んだ。自立支援法は、中国残留邦人の帰国は国の責務とした。また自立支援法では、永住帰国前の期間を保険料免除とする「国民年金の特例」を認め、中国帰国者に満額6万6千円の3分の1が支給されるようになった。しかし、厚生労働省社会・援護局によって平成11年（2000年）に実施された「中国帰国者生活実態調査」では、中国帰国者世帯¹⁰の65.1%が生活保護世帯と報告されていた。自立支援法が制定されても、中国帰国者たちの日本での生活は加齢とともに、経済的自立が困難な状況であった。

そうした中、2001年中国残留邦人は政府に対して「中国帰国者の老後生活保障に関する請願」を提出したが、翌年審議未了不採択となった。その後、すぐに中国残留邦人を中心とした団体が全国15か

所の地方裁判所で日本政府に対する国家賠償請求訴訟を起こした。中国残留邦人たちは、経済的自立が困難となった原因は、日本政府の遅い帰国政策によるものだとし、生活と老後の支援政策の不備を指摘した（大久保2009：289）。

国家賠償請求訴訟における中国残留邦人の語りでは、生活保護を受けていたため、高齢になった中国人養父母の介護をするための中国への渡航が制限されていたという。さらに帰国後の日本社会への同化の難しさが明らかにされた。しかし、訴訟は神戸地方裁判以外すべて敗訴し、中国残留邦人は国から法的な謝罪を得ることはできなかった。一方で、訴訟は自立支援法の改正に影響を与えた。2007年11月に制定された自立新支援法では、これまで問題となっていた年金は満額支給されることになった。さらに中国残留邦人への生活支援金給付、必要な住宅費用、医療費、介護費用の給付が加えられた¹¹。

中国帰国者の老後生活保障に関する請願から自立新支援法への流れは、中国帰国者が立ち上がって「日本人として、日本の地で、人間らしく生きる主体」（浅野・修2016：495）とし、老後の暮らしの基盤を作ったといえよう。高齢化する中国帰国者への支援は、自立新支援法以降、経済的な自立から、社会的・精神的自立（自律、自己決定、良好な人間関係形成等）へとシフトしていく（浅野・修2016：494）。

一方で、地域で暮らす高齢中国帰国者をどのようにコミュニティで支援するのかという点が残された。これまで地域での中国帰国者への支援は、中国帰国者定着促進センターや日本語教室で行われた「異文化適応」という同化的な性格が色濃いパターン的な支援が主流であった（小林2009、浅野・修2016）。しかし、高齢化する中国帰国者への支援には、彼ら自身のアイデンティティに沿った地域での支援が必要となっていた。

そうした中、2007年に厚生労働省が開催した「中国残留邦人への支援に関する有識者会議」では、中国残留邦人を中国帰国者というアイデンティティを持つ日本人として理解し、彼らの生活習慣や文化を尊重した支援を地域で行うことが提案された。こ

の支援を受ける人たちの文化を尊重する日本政府の支援姿勢は注目に値する。

では、具体的に誰がどのように地域で高齢中国帰国者の生活習慣や文化を尊重した支援をしているのだろうか。中国帰国者の集住地域では、日本語教室を基盤にして、支援者を募り、介護施設や支援する場が作られている。例えば満州への移住者を多く出した長野県飯田市では、「地域社会における生活支援」事業として、中国帰国者向けのデイサービス運営をNPO法人「ニイハオ」に委託している。広島市では、中国帰国者への居宅介護サービスを提供する「トラパンダ」、デイサービスを運営する「百合花」や「かりん」が中国語でのケアサービスを提供している。他にも、京都市では中国帰国者2世たちが立ち上げた「夕陽紅の会」が、高齢者介護予防教室を開催し、日本語が読めない1世たちに医療や介護についての情報を中国語で提供し、福祉サービスの利用へとつなげている。神戸定住外国人支援センターや全国に7箇所ある中国帰国者支援交流センターでも、高齢者介護予防教室、語りかけボランティアの派遣、地域での居場所づくりや関係性作りが行われている。

これまで地域の在日コリアン高齢者やマイノリティ住民支援を行っていた団体（神戸定住外国人支援センターや広島キリスト教社会館かりんデイサービス）は、近年増加する高齢中国帰国者へのサービスを開始している。かりんデイサービスの施設長は、「言語の問題を持つマイノリティ高齢者、差別を受けてきた人たちを受け入れ、利用者がそれぞれの文化やアイデンティティの誇りを持って暮らせるようにケアサービスを行う¹²」として、地域のマイノリティ高齢者に広く門戸を開いている。

厚生労働省によると、中国語の対応が可能な介護事業所は、全国に36都道府県312か所ある。中でも、東京46か所、長野県34か所、大阪府26か所、そして神奈川に21か所あり、大都市には中国語を話すスタッフがいたためか、事業所数も多い（厚生労働省社会・援護局2019）。しかし、県に中国語で支援ができる事業所が1か所しかないところもあり、地域によって中国語での支援サービス提供には

大きな差がある。

中国語のケア提供ができる介護事業所がない地域では、中国語が話せる、文化的背景を理解したヘルパーやケアマネージャーの派遣を要望する声がある。また、地域が運営するいきいきサロンや高齢者介護予防教室についての中国語の案内が欲しいという、言語に配慮した要望がある(牧田・河本2018)。中国語での介護サービス提供が十分ではない地域では、中国帰国者2世らによる家族ケアの比重が高く、高齢者の「その人らしい暮らし」の支援の提供には限界があり、地域ケア資源の不足が課題となっている(牧田・河本2018)。

4.3 在日ブラジル人

日本に暮らすブラジル人の多くは、日本からブラジルに移住した日系ブラジル人¹³とその子孫である。日系ブラジル人は、1989年の出入国管理法改正により在留資格の定住者として、3世まで滞在することが可能となっている。法務省は定住者の「特別な理由」を考慮し、一定の在留期間を指定して移住を認める者と定義する。「特別な理由」で定住している人たちは、身分または地域に基づく在留資格を持ち、難民、中国残留邦人とその家族、そして日系3世が該当する。定住者は、日本での就労や活動に制限がないため、長期間滞在や永住することが可能である。

日本に滞在するブラジル人は56,429人(1990年)から222,217人(1998年)にまで急増した(樋口2010:51)。2018年には204,347人となっている。これは、中国、韓国、ベトナム、フィリピンに次いで5番目の在留者数である。近年、ニューカマーであった在日ブラジル人の中には日本で高齢期を迎えている人たちが増え、高齢化率は10年間で1.5%から4.1%に増加している。まだ、アジア系住民の高齢化率と比べるとその割合は低い。滞在の長期化で晩年を日本で迎え、地域でのケア支援が必要とする人たちは増加している。

在日ブラジル人の高齢化とその生活には、彼らの日本での働き方と先の見えにくい定住が関係している。1990年代から日本の労働市場においてブラジ

ル人はデカセギ労働者として都合の良い労働力として扱われてきた(樋口2010:56)。ブラジル人の多くは、定住者として滞在することができ、就労する職種が限定されないため、滞在が長期化し、非正規雇用で働き転職も可能であった。そのため、「不景気になると、日本人より先に解雇される不安定就労層」(朝倉2017:23)となってきたという。

1996年に浜松で行われた桑原らの外国人労働者調査によると、日系人(ブラジル人とペルー人)の日本での予定滞在期間は、55%が「お金がある程度たまるまで」、15.2%が「できるだけ長く滞在する予定」と回答していた。彼らの通算滞在期間は、23.1%が「3年以上5年未満」、25.9%が「5年以上10年未満」となっており、桑原らは「デカセギ」と称するには長期化の傾向があると指摘した(桑原2001:149-151)。

朝倉による2008年の岐阜県における日系ブラジル人調査でも、在留資格の「永住者」が63%と、デカセギの長期滞在化が進んでいることが指摘されている(朝倉2017:33)。しかし、滞在が長期化しても日系ブラジル人の8割が派遣社員や非正規雇用と短期間の雇用と不安定雇用についている。また、彼らのうち32.6%が「帰国するかどうかわからない」と回答しており、朝倉は日本での定住の見通しがいい人たちがいる(朝倉2017:96)と指摘する。こうした定住の見通しが立たない人たちの状況は、社会保障制度への未加入として現れている。志甫による日系ブラジル人の社会保険等加入の調査分析では、地域差はあるが、磐田市では健康保険未加入率が6割を占めており、浜松市43.1%、岐阜県14.8%に比べてかなり高い。また、年金保険の未加入率は磐田市78.2%、浜松市68%、岐阜県69%と、どの地域でも高い未加入率を示していた(志甫2007:86-87)。

前述の朝倉の調査では、日系ブラジル人の健康保険の加入率は76.4%と高い。しかし、志甫の調査と同様に、年金保険の加入率は50%とかなり低い。年金保険未加入の理由は、「保険料が高くて払えないので」が31.9%、「厚生年金や国民年金について知らないの」が23.1%、そして「帰国するので

必要ない」が13.2%という回答であった¹⁴（朝倉2017：105）。

在日ブラジル人は、住民として年金加入の権利があるにも関わらず、経済的な要因と情報不足¹⁵によって、年金に加入していない。それは、彼らがブラジルに帰国する予定であり、日本で晩年を過ごすかどうか見通しが十分でないことに関係している。しかし、65歳以上の在日ブラジル人は4,533人（2008年）から8,087人（2018年）と増加し、今後も増加する可能性が高い。このような状況を朝倉は危惧し、高齢者支援を含めた地域での多文化生活支援システムの構築を提案している。

一方で、在日ブラジル人への支援を含む多文化生活支援システムの構築は、外国人集住地域において実践されているようだ。2015年に「外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト（以下では「橋渡しプロジェクト」とする）」がNPO法人東海外国人生活サポートセンター等¹⁶の団体によって設立された。この橋渡しプロジェクトは、多様な文化的背景を持つ高齢者への介護通訳者の養成とボランティア派遣、外国籍住民への介護制度の周知、行政・介護施設などの関係機関に対する外国人の介護問題に関する啓発活動を行っている（木下2019：90）。

他にも、外国籍住民が集住する愛知県豊田市保見ヶ丘では、2011年に外国籍住民のケア事業を含む高齢者生協が設立されている。この団体は、多様な言語でのケア提供ができるよう、ヘルパー養成研修を実施し、103名の多様な国籍のヘルパーを養成している（神田2018：16）。また、愛知県国際交流協会は『老後を支えあう』を出版し、多文化的背景を持つ高齢者へのケアの方法等の情報を提供している。これは異文化間ケアにおける問題に対応した内容になっている。さらに実践的な多文化支援の拡大を目指して、愛知県は2006年から外国籍住民支援に必要な知識や技術を体系的に習得ができる「多文化ソーシャルワーカー養成講座」を開催している。愛知県はソーシャルワークの教育を受けたことがない当事者たちをターゲットに、多様な言語を活用できる支援者の養成に取り組んでいる（石河2009：5-6）。

高齢化する在日ブラジル人はグローバル化が進む中で国境を越えた生活をし、そのライフコースは不安定である。そのため、こうした人々へ支援には、朝倉によると地域福祉の領域を超えたグローバルな視点が必要だという。これまで国民国家の枠組みの中に位置付けられてきた地域福祉には、グローバル化を地域に取り組んだ「多文化共生地域福祉」の枠組みが必要であると朝倉は提案する（朝倉2017：212-213）。

4.4 在日フィリピン人

在日フィリピン人も在日ブラジル人と同じニューカマーであることから、他の多文化的背景を持つ住民たちに比べて高齢化率はまだ低い。しかしながら、在日フィリピン人女性を研究する高畑は、日本で結婚したフィリピン人女性の加齢は進んでいると指摘する。

1980年代後半、フィリピン人女性の多くは、6か月の興行ビザで入国し、歓楽街でエンターティナーとして就労し、そこで知り合った日本人と結婚して定住資格を取得している（高畑2008：60）。日本に在留しているフィリピン人のうち80%が女性である。フィリピン人移住者に占める女性の高い割合は、日本だけではない。他にも、香港83%、シンガポール71%そしてイタリア78%と各国で見られ、エンターティナーや家事労働者、サービス労働者として女性が単独で海外に移住している（Parreñas 2004：38-39）。

家事労働者の国際移動の研究者であるパレーニアスは、家事労働者の移住は、送り出し国と受け入れ国ともに再生産労働は女性の責務とした、ジェンダー化されたイデオロギーが強くと指摘する（Parreñas 2004：69）。さらに、女性家事労働者やサービス労働者の国際的な移動は「再生産労働の人種的分業」を再編成しているという（Glenn 2004：73）。

先進資本主義国で増加傾向にある男女平等なダブルインカム世帯は、これまで女性（主婦）が行ってきた無償の再生産労働である家事労働や介護を他の女性たちの賃労働にすることで維持されている。働

く女性たちは、ベビシッターやクリーナーを雇い、高齢者ケアは施設に任せ、家事労働の軽減をする。この家事労働の外部化及びケアの社会化は、家事・ケア労働市場を形成し、そこにアメリカの場合は、自国の低賃金で働く有色人種女性労働者や移住してきたばかりの外国人女性労働者たちが従事するという分業体制を生み出した¹⁷。この再生産労働の国際分業は、多くの移住可能な女性たちによって形成されている。そして、国際移住が可能な女性たち¹⁸をフィリピンは1980年代から送り出し、国を挙げて「海外労働の女性化」を進めている。フィリピン人女性たちは、夫と一緒に移住するという従来の女性の国際移動とは別に、単独で移住し、滞在した国で結婚する人が多い（佐竹・アノイ2006、高畑2019）。

日本に来るフィリピン人女性たちの多くは、家事労働者ではないが、エンターティナーとして働き、日本で結婚している。また、最近では介護の資格を取り、キャリアとして介護職へ参入している人たちもいる（高畑2019）。2009年からEPAによって看護・介護者研修生として来日し研修を受けて働くフィリピン人たちに加え、今後特別技能の在留資格で介護職につき、日本で定住する人たちが増えることも考えられる。彼女たちは日本のケア労働を担うだけでなく、定住が長引くにつれて、高齢者となり支援が必要な人となる可能性が高い。

フィリピン人女性の移住と結婚について調査を行っている高畑は、長年日本に暮らす中高年のフィリピン人女性の老後についてのインタビュー調査を行った。調査によると、名古屋市にあるフィリピン人移住者センター（以下では「FMC」とする）に属するフィリピン人高齢者グループのメンバーたちは、フィリピン人の集住地域にあるレストランやバー等の小規模事業所の「雑用」等の低賃金の仕事をしてきた。そのため、彼女たちは、年金保険に加入していない。また、彼女たちの中には、フィリピンの家族に送金している人もいる。さらに日本人の配偶者が無年金で高齢であるため、生活保護を申請して暮らしている人もいる（高畑2008：70-72）。

彼女たちの年金未加入とその理由は、在日ブラジ

ル人とよく似ており、今後の先行きの不透明さによるところが大きい。彼女たちは子どもたちの生活や日本人配偶者の健康状態によって、晩年をどこで迎えるのか明確ではないという。フィリピン人女性は単独で移住してきたが、日本で家族を形成する中で、ケア役割を含むジェンダー化された関係¹⁹の中で暮らしている。集住地域で形成された当事者団体であるFMCが提供する情報や相互扶助は彼女たちのセーフティネットとなっているが、老後の生活には十分ではない様子がうかがえる。

日本に住むフィリピン人女性の研究は、国際移動、結婚、子育て、そして介護労働と多岐にわたっている。しかし、彼女たちの高齢化とケアについて、現在のところこの高畑の事例研究のみである。高畑も指摘するように、今後増加すると予測される他のニューカマーの高齢化を理解するには、事例研究や定量調査を行い支援の模索と当事者たちによりそった支援団体の形成が必要となっている。

5. おわりに

以上、在日コリアンをはじめとする多文化の背景を持つ高齢者の実情と支援を概観し、多文化の背景を持つ高齢者は、1) 社会権からの制度的排除（在日コリアンと中国帰国者）、2) 国民年金への未加入による経済的問題を抱え、3) 先行きが不透明な中で暮らしている（在日ブラジル人と在日フィリピン人）ことが明らかになった。

そうした状況の中で、日本に暮らす多文化の背景を持つ高齢者の支援には、個々のニーズにあった言語と文化を尊重したケア提供とそれができる地域のケア資源が必要である。現在のところ、在日コリアンや中国帰国者だけでなく、ニューカマーの集住地域でもそうしたケアサービスや情報の提供ができるネットワークが形成されていることが明らかになった。本稿でもまとめたように、介護保険法は成立時から国籍条項がないため、在日コリアンや中国帰国者の当事者団体は文化を重視したデイサービス、居宅介護サービス、居場所の提供を展開している。当事者団体の活動を見てみると、外国籍住民が得にくい情

報を補い、母語と日本語を駆使して公的な福祉サービスと利用者を連結させる重要な役割を担っている。多文化の背景を持つ住民たちは、福祉サービスの受給者だけではなく、文化に特色のあるケアサービスを提供する活動的なエージェントになっている。ここでは日本で育った2世や3世が多く、親世代のアイデンティティを理解したコミュニティでのケアの場所を作り上げ、当事者ならではのケア資源を提供している。

残された課題は、当事者団体や多文化ケア支援の資源が少ない地域での支援である。そうした地域では、多文化の背景のある高齢者の孤立の可能性、もしくは家族によるインフォーマルケアへの依存が強まることが予測できる。そうした場合、地域のケアマネージャーやケア提供者が多文化支援団体と連携をとる、あるいは医療通訳を介して支援するなど方法を模索する必要があるだろう。これには、事前にケアサービス施設や地域包括支援センターのスタッフたちが地域に住む多文化の背景を持つ高齢者の存在を把握し、支援の方法を検討する必要がある。その意味では、石河が推進している多文化ソーシャルワーカー養成講座は、集住地域以外の地域でも必要ではないだろうか。

ニューカマーの外国籍住民は、晩年になって母国に帰国するかどうか不透明な人たちも少なくない。そうした人達も含めて、支援者は多文化の背景を持つ高齢者の生活の仕方と加齢についての考えや声をひろい、彼らの生活に適したケアの提供をする必要がある。そのためには、ケアサービス利用の把握をする量的調査も必要であるが、ライフストーリー・インタビューを活用した質的調査を支援に活用することを提案したい。桜井によると、ライフストーリー・インタビューは聞き手と語り手である当事者の言語的相互行為によって、ライフストーリーが語られ、ストーリーを通して語り手の自己や現実が構築されていく（桜井2011：61）という。そうした構築された現実を語り手である高齢者と支援者が共有することは、例えば支援者が自分とは違う文化と加齢の経験を理解するのに役立つと考えられる。また、ライフストーリー・インタビューを行うことで、支

援者は日本と利用者の国がどの様に関わって来たのか歴史的背景を学ぶことも可能になる。それは、キャンピハ・バコテが提案するケア利用者の文化に関する認識と気づきを持つことにつながり、支援者たちが利用者が選択してきた道のりと彼らの暮らし方に共感し、文化を尊重した「その人らしい暮らし」の支援を提供することにつながるのではないだろうか。

注

- (1) アメリカの多文化ケアと看護の研究者である Campinha-Bacote (2002) によると、文化的に適切なケアモデルは①ケア利用者の文化に関する認識や気づきを持つこと、②多様な文化の情報を持つ、③文化に即した支援の能力を持つ（利用者の文化的データや生活を理解する）、④文化的な対話と対応を持つ（顔と顔を突き合わせて、バイアスを取り除く）、⑤文化的な支援を可能にする要求やモチベーション（①～④の過程を進めようとするモチベーション）を提唱している。
- (2) 日本政府は、ケアの社会化による介護者不足を補うために、外国人介護労働者の受け入れを開始した。看護師候補生は3年、介護福祉士候補生は4年までに働きながら国家資格を取得して、滞在の延長が許可され、滞在が長期化している。
- (3) 難民条約では、社会保障に関し、『自国民に与える待遇と同一待遇を与える』と規定されており、難民条約に加入するためには、難民に対して国民年金を提供しなければならないことになったが、難民に限って国民年金を適用することは、公平の観点から適当ではないため、すべての外国人に対しても適用されるようになった。
- (4) 国民とされているが、国民年法第七条1において、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のものが被保険者の資格を有すると規定している。
- (5) 1982年に国民年金法の国籍条項は撤廃された。しかし、この時点で、35歳を終えていた人は、60歳までの年金受給資格期間である25年を満たすことができなかった。1986年4月に改正国民年金法施行により、救済措置として、在日外国人

が国民年金から排除されていた1961年4月1日から1982年1月1日の20年9か月にたいして、老齢年金を受給するための25年の一部として「カラ期間」を設定し、加入期間の不足を補う措置が取られた。しかし1986年4月1日ですでに60歳（1926年4月1日以前に出生）を超えた人々には「カラ期間」の適用ができず、制度的に国民年金制度から排除されている（在日高齢者調査委員会2004：26）。

- (6) 著者のエルファ職員インタビューノートより
- (7) 中国残留邦人の帰国は、「親戚の責務」とされてきた。さらに、法務省入管局においては原則彼らを中国人として扱ってきた（中国での登録を基本としていた）。そのため、中国残留邦人の帰国手続きは親族の責任のもと「身元保証人」を必要とした。
- (8) 中国残留邦人たちは、中国語や中国の文化的習慣をもつが、日本人であることを強く意識して長年暮らしている。その意識が遅くなくても日本に帰国を強く希望するモチベーションであった。そのため、帰国後、定住先の近隣の住民から「中国人」と呼ばれることに対して強く反発する人たちも少なくない。
- (9) 2020年3月に行ったフィールドワーク・インタビューより
- (10) この調査では中国残留邦人世帯の平均年齢が58.3歳、中国残留婦人世帯の平均年齢が66歳となっている。生活保護世帯は1996年に行われた調査から約2倍となっている。つまり加齢により経済状況が悪くなったことを示す。
- (11) 平成26年10月から、支援給付を受けている中国残留邦人等が亡くなった場合、永住帰国前から継続して配偶者（特定配偶者）に対して、支援給付に加えて「配偶者支援金」の支給が開始された。
- (12) 2019年8月に行ったフィールドワーク・インタビューより
- (13) 日系ブラジル人とは、ブラジルに移住して暮らす日本人およびその家族の人達を指す。その日系ブラジル人の子どもたちの世代で日本に来て働

いている人々を「在日ブラジル人」と呼ぶのがふさわしい。本稿では、日系ブラジル人とその家族らを総称して在日ブラジル人とする。

- (14) 国民年金保険については1994年から脱退一時金制度ができ、一定の制限はあるが、支払った保険料の一部が返金されるようになった。また、2017年から老齢年金を受けるための保険料納付期間が25年以上から10年以上に短縮された。こうした新しい情報を当事者団体が提供しているのかどうか不明である。
- (15) 本人たちが主体的に情報を得ようとしていないのではなく、「移民を最初から制度に組み込まないような労働条件を設定したり、加入を要求しても無視したり、拒絶したりする事業主も決して珍しくない」（奥貫2019：103）という年金や健康保険加入に関する事業主から妨害があるという。筆者が聞き取りした中国帰国者2世も長年そうした事業主のもとで知らずに働き、定年になって無年金だったことを最近知ったと語った。
- (16) 医療通訳者ネットワーク東海、NPO法人多文化リソースセンター東海
- (17) アメリカでは長年有色人種女性が伝統的に白人家庭の家事や子どもの世話等を行ってきた。また、新しい移民女性たち（アジア系の男性も含む）も家事労働者として働いてきた。つまり、家事労働はもともと人種とジェンダーを組み込んだ見えにくい労働市場であった。しかし、最近では看護や介護職での国際分業が形成され、現在アメリカやイギリスでは多くのフィリピン人ケアワーカーや看護師が施設で働いている。日本でも高齢化と福祉職の労働力不足によって海外からの労働者を特定在留資格として受け入れ、彼らが定住化する可能性を提供している。
- (18) 国際移動する女性たちは独身女性たちばかりではない。フィリピン女性たちは子供たちを母親や夫にあずけて、もしくは田舎から出てきた家事労働者を雇い、自分の留守の間に子育てや家族の面倒を任せる。ここでもまた家事労働の外部化が進んでいる。数年海外で働いたのち、彼女たちはフィリピンに戻り、さらに多くの家事労働者を雇

って豊かに暮らすという (Parreñas 2004 : 77)。このことをパレーニアスは家事労働のグローバル連鎖と呼んでいる。海外に出るフィリピン人女性たちは、移住先では低賃金労働者 (最近では医療従事者) であるが、帰国すると貨幣価値の違いを有効に使い、家事労働者を雇う。彼女たちは国際家事労働の連鎖の中間的存在だと言われている。また、フィリピンには未婚や離婚を含めた女性世帯主世帯が多く、女性同士や親族ネットワークを活用して暮らしている (Chant 1997)。このことも移住が自由な女性労働者を生み出している原因と考えられる。

(19) 移住者の加齢とケア役割は、受入国と送り出し国のジェンダー関係にも大きく影響を受けている (Gardner 2002)。

参考文献

- Bengtson, V., Elder, G. and Putney, N. 2005. The Lifecourses Perspective on Ageing: Linked Lives, Timing, and History. In Malcolm, L. Johnson ed. *The Cambridge Handbook of Age and Ageing*. Cambridge University Press
- Campiña-Bacote, J. 2002. The Process of Cultural Competence in the Delivery of Health Services: A Model of Care. *Journal of Transcultural Nursing*. Vol13. No3, July, 181-184.
- Chan, Y. 2011. *Abandoned Japanese in Postwar Manchuria: The lives of war orphans and wives in two countries*. Routledge.
- Chant, S. 1997. *Women-Headed Households: Diversity and Dynamics in the Developing World*. Palgrave Macmillan.
- Forsell, E., Torres, S. and Olaison, A. 2015. Care Managers' experiences of cross cultural needs assessment meetings: the case of late in life immigrants. *Ageing and Society*, 35, 576-601.
- Gardner, K. 2002. *Age, Narrative and Migration: The Life Course and Life Histories of Bengali Elders in London*. Berg.
- Glenn, N.E. 2002. *Unequal Freedom How Race and Gender Shaped American Citizenship and Labor*. Harvard University Press.
- Mehrotra, M. C. and Wanger, L. 2009. *Ageing and Diversity: An active learning experience*. Routledge.
- Parreñas, S.R. 2001. *Servant of Globalization*. Stanford University Press.
- Phillipson, C. 2015. Placing ethnicity at the center of studies of later life; theoretical perspectives and empirical challenges. *Ageing & Society* 35, 917-934.
- Torres, S. and Karl, U. (eds). 2016. *Ageing in Contexts of Migration*. Routledge.
- Warrens, W. and Williams, A. (2006) 'Older Migrants in Europe: A New Focus for Migration Studies.' *Journal of Ethics and Migration Studies*. Vol.32, No8, pp 1257-1281.
- 朝倉美江, 2017. 『多文化強制地域福祉への展望：多文化共生コミュニティと日系ブラジル人』高学出版。
- 浅野慎一・佟岩, 2016. 『中国残留日本人孤児の研究－ポスト・コロナルの東アジアを生きる』御茶の水書房。
- 蘭信三編著, 2009. 『中国残留日本人という経験－「満洲」と日本を問い続けて』勉誠強出版。
- 飯田奈美子, 2010. 「中国帰国者の支援制度からみるコミュニティ通訳の現状と課題－通訳者の役割考察－」『立命館人間科学研究』第21号, 75-88頁。
- 石川久仁子, 2019. 「外国人の居住をめぐる問題と支援の現状と課題」『社会福祉研究』第135号, 48-56。
- 石河久美子, 2009. 「多文化ソーシャルワーカーの必要性－求められる在住外国人支援の充実化－」『社会福祉研究』第105号, 2-9頁。
- 石河久美子, 2010. 「多文化ソーシャルワーカー

- 理論と実践の発展にむけてー』『日本社会福祉学』第51号2号, 108-111頁.
- 王榮・渋谷勉 (2018) 「中国帰国者の介護問題から見た在住者億陣高齢者への介護支援の現状と課題:異文化介護の現場から」『社会科学研究』38(2), 61-76.
- 王榮, 2019. 「異文化“介護通訳”言葉と文化のコミュニケーションー外国人高齢者と介護の橋渡し役ー」『共生の文化研究』No13, 89-96.
- 大久保真紀, 2009. 「中国帰国者と国家賠償請求集団訴訟」蘭信三編著『中国残留日本人という経験ー「満洲」と日本を問い続けて』勉誠強出版.
- 小笠原理恵, 2019. 『多文化共生の医療社会学:中国帰国者の語りから考える日本のマイノリティヘルス』大阪大学出版会.
- 奥貫妃文, 2019. 「社会保障論『外国人性悪説』を超えて」高谷幸編著『移民政策とは何かー日本の現実から考える』人文書院.
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人, 2005. 『顔の見えない定住化:日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』, 名古屋大学出版会.
- 川野幸男, 2007. 「在日コリアンの高齢化とエスニシティ」川村千鶴子・宣元錫編著『異文化間介護と多文化共生』, 明石書店.
- 神田すみれ・木下貴雄・朝倉美江・藤井克子・各務基弘, 2018. 「特集共生社会の時代を生きる」『生涯発達研究』第11号, 9-23頁.
- 菊池馨実, 2019. 「外国人の受け入れと社会福祉」『社会福祉研究』第135号, 1頁.
- 木下麗子, 2016. 「在日コリアン高齢者と日本人高齢者の社会福祉サービスの認知状況に関する比較調査ー外国籍住民の集住地域におけるCBPRー」『社会福祉学』第56号第4巻, 37-51頁.
- 京都コリアン生活センターエルファ, 2006. 『アイゴからエルファへ5周年記念誌』, コミュニティ洛南.
- 桑原靖夫, 2001. 『グローバル時代の外国人労働者ーどこから来てどこへ』東洋経済新報社.
- 厚生労働省HP, 「中国残留邦人の状況」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/bunya/engo/seido02/kojitoukuei.html> (2020年9月11日検索)
- 厚生労働省社会・援護局, 2019. 「中国語対応が可能な介護事業所一覧」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070471.html> (2020年9月30日検索)
- 小林悦夫, 2008. 「中国帰国者への支援の現状と課題ー地域社会が支援の主体となるにはー」『社会福祉研究』第104号, 48-52.
- 在日高齢者調査委員会, 2004. 『在日コリアン高齢者生活実態調査報告書』, 在日高齢者調査委員会.
- 佐竹眞明・メアリー・アンジェリン・ダアノイ, 2006. 『フィリピンー日本国際結婚:移住と多文化共生』, めこん.
- 桜井厚, 2011. 『インタビューの社会学ーライフストーリーの聞き方』, せりか書房.
- 庄谷怜子・中山徹 (1997) 『高齢在日韓国・朝鮮人ー大阪における「在日」の生活構造と高齢福祉の課題』御茶の水書房.
- 高畑幸, 2008. 「在日フィリピン人と加齢ー名古屋の高齢者グループをてがかりに」『国際開発研究フォーラム』37, 59-75頁.
- 高畑幸, 2010. 「ニューカマー外国人の加齢・高齢化ー在日フィリピン人の事例から」『社会分析』37号, 47-60頁.
- 高畑幸, 2019. 「在日フィリピン人と介護労働ー社会的評価獲得の手段としてー」『比較家族史研究』第33号, 8-31.
- 田中宏, 1995. 『在日外国人:法の壁, 心の溝』, 岩波新書.
- 中国帰国者の会編, 2011. 『わたしたちは歴史の中に生きているー「中国残留邦人」と家族10の物語』アイワード.
- 中国残留孤児援護基金, 2019. 『援護基金』機関紙第82号, 1-17頁.

- 辻村真由子・石垣和子・胡秀英, 2014. 「中国帰国者1世・2世とその中国人配偶者に必要な看護支援の検討－A県在住者を対象とした健康状態と医療・看護・介護ニーズの実態調査から－」『文化看護学会誌』6(1), 12-23頁.
- 名和田澄子, 2006. 「文化的少数者のための介護支援の課題－福岡県在住の中国帰国者を対象とした実態調査に基づく考察」『第一福祉大学紀要』第3号, 15-25.
- 法務省 在留外国人統計 HP
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html (2020年9月11日検索)
- 樋口直人, 2010. 「経済危機と在日ブラジル人－何が大量失業・帰国をもたらしたのか」『大原社会問題研究所雑誌』No.662, 2010, 8, 50-66頁.
- 牧田幸文, 2007. 「在日外国人の高齢化と地域介護における女性の役割－在日コリアン女性介護労働者の事例から－」『社会科学研究年報』第37号, 82-91頁.
- 牧田幸文・河本尚江, 2018. 「高齢中国帰国者への生活ニーズ調査－多文化の背景を持つ高齢者への地域での生活支援構築を目指して－」『ユニバーサル財団研究報告書』.
- 李錦純・那須潤子・高橋芙紗子・俵志江, 2016. 「在日外国人の介護保険サービス利用における介護支援専門員の対応状況に関する調査研究」兵庫県立大学看護学部『地域ケア開発研究所紀要』23巻, 79-87頁.

Ageing residents with multicultural backgrounds and their care

Yukifumi MAKITA

abstract

The purpose of this study was to overview the living conditions of senior citizens with multicultural backgrounds in local communities in Japan and to clarify what kind of care and support is needed to fulfil the goals of person-centered care. While the number of older foreign residents may go largely unnoticed, in many communities their numbers on the increase. As a result, the demand and need for culturally competent care for older foreign residents has increased. According to this overview, many aged foreign residents face the following issues: 1) systematic exclusion from their social rights, 2) socio-economic problems, and 3) an uncertain future. This study suggests that care providers should become more aware of the aged foreign residents in their areas. Moreover, in order to provide culturally competent care for these people, the life story interview method has proved effective to both understanding their complicated trajectories and to point to passing their final days with dignity in Japan.

Keywords : Ageing, Multicultural background, care, foreign residents

DOI : 10.15096 / UrbanManagement.1308